

相模原市監査委員公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成17年5月26日に実施した教育委員会事務局生涯学習部各課・機関の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、教育委員会から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成18年3月28日

相模原市監査委員 田 中 勝 年

同 栗 原 勤

同 小 俣 旭

同 川 上 一 行

1 教育委員会から通知があった日及び当該通知に係る講じた措置の内容

(1) 通知があった日

平成18年3月20日

(2) 教育委員会が講じた措置の内容（全文）

公民館における備品管理に関する事務において、公民館の備品である簡易印刷機を利用した団体から徴収する実費負担金の管理責任の所在が不明確になっていることにつきましては、生涯学習課及び公民館館長代理の代表で構成する「リソグラフ負担金検討会」を設置し、改善の方法を検討した結果、平成18年4月1日から実費負担金を公金として取扱い、雑収入として市の歳入とすることにより、適正な事務ができるように改善することとしました。

また、公民館の実費負担金の保管金額が多額になっていることについては、不用額を生涯学習課で集約し、平成17年度に生涯学習課が各公民館に支給する予定であった簡易印刷機用消耗品を当該負担金で購入することにより、平成17年度末までには解消できるようにいたしました。

（参考）

生涯学習部定期監査の結果

1 監査を実施した日及びその結果を教育委員会に提出した日

平成17年5月26日

2 監査の結果（抜粋）

- (1) 公民館における施設の維持管理及び備品管理に関する事務を調査したところ、公民館の備品である簡易印刷機については、「公民館簡易印刷機利用に関する基準」を定め、公民館利用団体にその使用を認めて便宜を図っている。

利用に当たっては、利用団体の構成による利用者協議会が利用に係る実費負担額の徴収や消耗品の購入を行うものとしているが、実際には公民館職員が負担金の徴収や当該徴収金による消耗品の購入を行っていることから、実費負担金の管理責任の所在が極めて不明確となっている。

また、実費負担金の保管金額が多額となっている公民館、徴収方法や現金出納簿の記帳方法も適正でない公民館が見受けられた。このこ

とは、実費負担金を漫然と管理していることに起因するもので、現金管理における事故発生の恐れもあり極めて不適切である。

そもそも、この徴収金は市の備品使用に基づき発生するものであり、当該徴収金の受領から預金管理に至る一連の事務や当該備品の使用に係る事務を、公民館職員が行っていることに鑑みると、市に帰属すべき収入である。公金としての取り扱いとするか、現金徴収の発生しない他の方法へ変更するか早急に検討を行い、現状の改善を図られたい。